



地域金融機関平成18年9月CLO

中小企業金融公庫が実施する買取型及び自己型合同CLO

コンタクト

清水 純一 (03)5408-4189
AVP アナリスト関 雄介 (03)5408-4152
シニア・バイス・プレジデント

このプリセール・レポートは、ムーディーズが2006年8月17日までに入手している情報に基づくものである。ムーディーズが発表する予備格付けは、格付け対象の信用力についての予備的な見解に基づくものであり、最終的な検討を行なった後、正式な格付けが決定される予定である。正式な格付けは予備格付けと異なる可能性がある。ムーディーズは格付けの意見およびリサーチをし、出版する会社である。証券の募集・販売、あるいは募集を行う会社の代理業務を行うことはない。また、このレポートは証券の購入、保有、または売却を勧誘・奨励するものではない。

格付け及び取引概要

2006年(平成18年)8月18日、ムーディーズは、中小企業金融公庫が実施する買取型及び自己型合同案件「地域金融機関平成18年9月CLO」に予備格付けを付与した。

ムーディーズによる格付けは、法定最終償還日までに投資家が被りうる期待損失に関して付与されたものである。本取引は、期日通りの配当支払い並びに法定最終償還日までの元本の全額償還がなされるように組成されている。

格付け対象:	クラス	発行金額	配当率	格付け
	優先受益権	10,500,000,000 円	固定	(P)Aaa
	メザニン受益権	270,000,000 円	固定	(P)A3

信託設定日:	2006年9月27日
予定最終償還日:	2011年10月17日
法定最終償還日:	2012年10月15日
裏付債権:	中小企業向け貸付債権
債権元本総額:	12,073,000,000 円
参加金融機関	

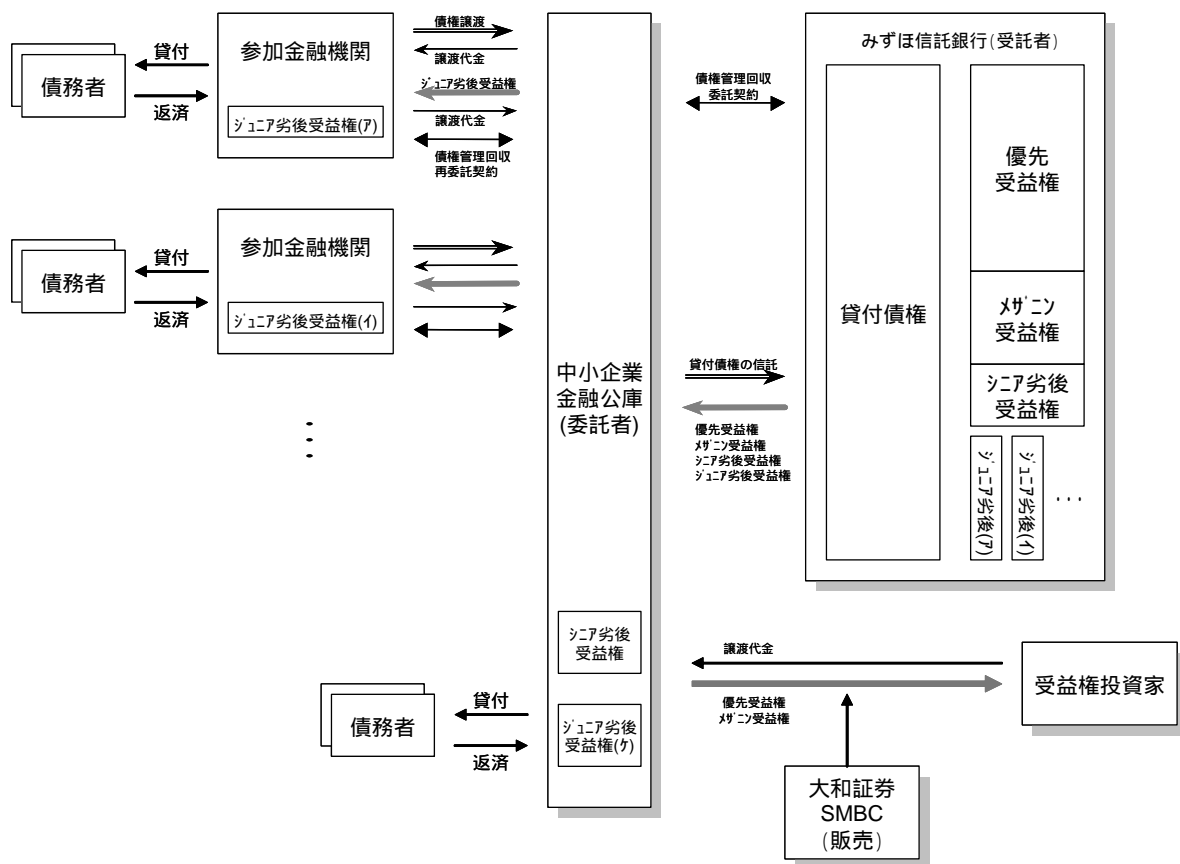
(オリジネーター/サービサー): 株式会社神奈川銀行、株式会社愛媛銀行、株式会社熊本ファミリー銀行、福井信用金庫、碧海信用金庫、尾西信用金庫、長浜信用金庫、米子信用金庫、中小企業金融公庫(A2)
(3銀行、5信用金庫、及び中小企業金融公庫。金融機関コード順)

委託者:	中小企業金融公庫
受託者:	みずほ信託銀行株式会社
アレンジャー:	大和証券 SMBC 株式会社

格付け見解要約

- 本証券化取引は、①中小企業金融公庫が「買取型」証券化スキームの下で8参加金融機関から買い取った中小企業向け貸付債権、及び②中小企業金融公庫自身が「自己型」証券化スキームの下で実行した中小企業向け貸付債権を裏付けとするCLOである。なお、①及び②の貸付債権は、当初より証券化することを目的として実行されたものである。
- 本証券化取引に対する格付けは、以下の理由に基づくものである。
 - 1) 裏付債権プールの信用力及び分散度
 - 2) 優先劣後構造により提供される信用補完水準
 - 3) 参加金融機関及び中小企業金融公庫による募集審査
 - 4) 法的側面からみたストラクチャーの強み

スキーム図



ストラクチャー

仕組みの概要

本証券化取引は、①中小企業金融公庫が「買取型」証券化スキームの下で 8 参加金融機関から買い取った中小企業向け貸付債権、及び②中小企業金融公庫自身が「自己型」証券化スキームの下で実行した中小企業向け貸付債権を裏付けとする CLO である。なお、①及び②の貸付債権は、当初より証券化することを目的として実行されたものである。

①の「買取型」スキームに参加する 8 参加金融機関は、予め定められた募集期間内に中小企業向け貸付の募集を行う。申込みのあった企業に対しては、当該参加金融機関及び中小公庫による審査が行われる。参加金融機関は、当該審査を通過した企業に対し貸付を実行した上で、中小公庫に対して当該貸付債権及びこれに付帯する一切の権利を譲渡する。債権譲渡に際しては、各債務者から確定日付ある証書による異議なき承諾を得ることにより、債務者対抗要件及び第三者対抗要件が具備される。

中小公庫は、②の「自己型」スキームの下、予め定められた募集期間内に自ら中小企業向け貸付の募集を行う。申込みのあった企業に対しては中小公庫自身による審査が行われ、当該審査を通過した企業に対して中小公庫が貸付を実行する。

中小公庫は、①の「買取型」スキームの下で他の参加金融機関から買取った貸付債権、及び②の「自己型」スキームの下で自らオリジネートした貸付債権をみずほ信託銀行(以下「受託者」)に対して信託譲渡する。信託譲渡に際しては、各債務者から確定日付ある証書による異議なき承諾を得ることにより、債務者対抗要件及び第三者対抗要件が具備される。

受託者は債権譲渡の見返りとして、中小公庫に対して、優先受益権、メザニン受益権、シニア劣後受益権、及び 9 のジュニア劣後受益権を発行する。

中小公庫は、大和証券 SMBC を通じて、優先受益権及びメザニン受益権を投資家に譲渡し、また各ジュニア劣後受益権を各参加金融機関に譲渡する。シニア劣後受益権、及び「自己型」スキームの下でオリジネートした貸付債権プールに係るジュニア劣後受益権については中小公庫が自ら保有する。

受託者は中小公庫に貸付債権のサービシング業務を委託する。中小公庫は、「買取型」の対象となった貸付債権のサービシング業務を各参加金融機関に再委託する一方、「自己型」の対象となった貸付債権については、自らサービシングを行う。

各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権は、当該受益権を保有する参加金融機関がオリジネートした貸付債権に発生する損失のみをカバーし、他の参加金融機関がオリジネートした貸付債権に発生する損失をカバーすることはできない。一方、メザニン受益権、シニア劣後受益権は、上位受益権に対する信用補完として、全ての参加金融機関がオリジネートした貸付債権に発生する損失をカバーすることができる。

優先受益権、メザニン受益権、及びシニア劣後受益権の配当支払いは 3 ヶ月毎に行われる一方、各ジュニア劣後受益権の配当支払いは信託終了日に行われる。また、各受益権の元本償還は予め定められた予定元本交付金額を限度として 3 ヶ月毎に行われる。但し、各ジュニア劣後受益権の元本償還は、①各参加金融機関がオリジネートした貸付債権の各計算期間における期初残高(延滞信託債権及びデフォルト債権の残元本控除後)に対するジュニア劣後受益権残高(各計算期日における元本償還後、かつ、延滞信託債権及びデフォルト債権の残元本控除後)の比率が、②受益権発行当初の劣後比率を下回らない範囲で行われる。これにより、通常時、各ジュニア劣後受益権の 1 回分の元本償還金額が信託内に留保されることになり、追加的な信用補完及び流動性補完の機能を果たすこととなる。

メザニン受益権及びシニア劣後受益権には償還停止トリガーが設定されており、貸付債権のデフォルト金額が累積することにより当該受益権の元本の一部が毀損する、あるいは毀損が見込まれる場合には、当該受益権の配当支払い及び元本償還は停止する。

債務者が期限の利益を喪失した場合、当該貸付債権は、各ジュニア劣後受益権の当初元本残高を超過しない範囲で、各ジュニア劣後受益者である参加金融機関に元本償還として現状有姿交付される。なお、参加金融機関がサービサーを解任された場合には、それ以降、当該参加金融機関に対する現状有姿交付は行われない。

受益権の配当支払い及び元本償還

期中における利息回収金、及び元本回収金からの支払いは以下のとおり行われる。なお、各ジュニア劣後受益権の配当支払いは信託終了日にのみ行われる。

利息回収金

- 1) 公租公課、諸費用の支払い
- 2) 優先受益権の予定配当額の支払い
- 3) メザニン受益権の予定配当額の支払い
- 4) シニア劣後受益権の予定配当額の支払い
- 5) 上記支払いの後、残額の留保

なお、元本回収金による優先受益権あるいはメザニン受益権の予定元本償還の支払いに不足が生じる場合は、不足が生じた受益権より下位の受益権の配当支払いに優先して、利息回収金から当該不足分が支払われる。

元本回収金

- 1) 優先受益権の予定元本償還額の支払い
- 2) メザニン受益権の予定元本償還額の支払い
- 3) シニア劣後受益権の予定元本償還額の支払い
- 4) 各ジュニア劣後受益権の予定元本償還額の支払い
- 5) 上記支払いの後、残額の留保

なお、利息回収金による予定配当額の支払いに不足が生じる場合は、不足が生じた受益権の元本償還の支払いに優先して、元本回収金から当該不足分が支払われる。

裏付債権

本証券化取引は、中小公庫を含む9の参加金融機関が当初から証券化することを目的として実行した中小企業向け貸付債権を裏付けとするものである。

貸付概要

- 資金使途： 設備資金、長期運転資金(旧債振替は不可)
- 貸付金額： 10 百万円以上、150 百万円以下
- 貸付金利： 固定

- 貸付年限： 3年または5年
- 返済方法： 利息/ 3ヶ月毎前払い
元本/ 3ヶ月毎元金均等返済
- 融資形態： 証書貸付
- 担保： 無担保
- 連帯保証人： 第三者の保証は不要(代表者保証の有無は貸付債権毎に異なる)
- 期限前返済： 原則不可(やむを得ず期限前返済を行う場合は、元本及び未払い利息のほか、所定の損害金を支払うことが定められている)

主な貸付要件

1. すべての債務者に対する共通の貸付要件

- 中小企業金融公庫法に規定する中小企業者であること
- 原則として、業歴が3年以上であること
- 参加金融機関及び中小公庫(買取型の場合)の審査をともに通過すること など

2. 期間5年の貸付に適用される主な貸付要件

原則として、直近の決算の数値が以下のすべてを満たすこと

- 債務超過でないこと
- 経常利益を計上していること
- 今次申込額の月商倍率(今次申込額/平均月商)が2倍以下であること
- 貸付金額が10百万円以上150百万円以下であること(ただし、本件最大貸付額の実績は80百万円)

3. 期間3年の貸付に適用される主な貸付要件

原則として、直近の決算の数値が以下のすべてを満たすこと

- 債務超過でないこと、又は債務超過の場合には償却前経常利益が黒字であること
- 償却前経常利益が黒字であること又は経常収支(注1)が黒字であること

(注1) 経常収支 = 償却前経常利益 - 受取手形増減 - 売掛金増減 - 棚卸資産増減 + 支払手形増減(除く設備分)
+ 買掛金増減

- 今次申込額の月商倍率(今次申込額/平均月商)が2倍以下であること
- 貸付金額が10百万円以上100百万円以下であること(ただし、本件最大貸付額の実績は30百万円)

債務者の期限の利益喪失事由

債務者に関する主な期限の利益喪失事由は、以下のとおりである。

1. 以下の事由が発生した場合、債務者は当然に期限の利益を喪失する。

- 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立があった場合
- 手形交換所の取引停止処分を受けた場合 など

2. 以下の事由が発生し、債務者に対して参加金融機関による請求通知がなされた場合、債務者は期限の利益を喪失する。

- 資金使途に違反した場合
- 債務の履行を遅滞した場合
- 連帯保証人が期限の利益喪失事由に該当した場合 など

上記 2 の事由が発生した場合、参加金融機関は受託者及び中小公庫(買取型の場合)に対してその旨の報告を行う。受託者と中小公庫は期限の利益を喪失させるか否かについて協議・決定を行い、期限の利益を喪失させる場合には、参加金融機関が債務者に対して請求通知を行う。

裏付債権プール概要(全参加金融機関合計)

- 債権数: 339 件
- 債務者数: 339 社
- 債権元本総額: 12,073,000,000 円
- 加重平均残存期間: 約 2.6 年

参加金融機関(オリジネーター兼サービサー)

本取引における参加金融機関(オリジネーター兼サービサー)は、以下の 9 金融機関である。

参加金融機関 (金融機関コード順)	金融機関 区分	本店 所在地	預金 (10億円)	従業員数 (人)	店舗数
株式会社 神奈川銀行	第二地銀	神奈川県	381	418	32
株式会社 愛媛銀行	第二地銀	愛媛県	1,422	1,422	93
株式会社 熊本ファミリー銀行	第二地銀	熊本県	1,206	1,121	77
福井信用金庫	信用金庫	福井県	557	707	56
碧海信用金庫	信用金庫	愛知県	1,408	1,176	74
尾西信用金庫	信用金庫	愛知県	289	345	24
長浜信用金庫	信用金庫	滋賀県	220	244	15
米子信用金庫	信用金庫	鳥取県	191	252	22
中小企業金融公庫	政府系金融機関	東京都	-	2,095	61

* 預金、従業員数、店舗数は原則として 2006 年 3 月末時点。

* 福井信用金庫の従業員数は 2006 年 7 月 1 日現在。

* 中小企業金融公庫の従業員数は 2006 年度予算定員。

中小企業金融公庫(委託者)

中小企業金融公庫は、1953 年(昭和 28 年)8 月に中小企業金融公庫法を根拠法として、全額政府出資により設立された政策金融機関である。中小公庫の資本金は政府出資に限定されており、また、中小公庫は、経済産業大臣及び財務大臣による監督を受けている。

2006 年 4 月 1 日現在、総貸付残高 7 兆 584 億円、職員数 2,095 人(2006 年度予算定員)、店舗数 61 営業部店、代理店数 527 店を有している。

中小公庫の業務は、①融資業務、②証券化支援業務、③信用保険業務の 3 本柱により構成されるが、中小公庫による証券化スキームは、①及び②の業務に含まれるものである。①の融資業務では、中小公庫が従来

から行っている中小企業に対する融資業務に加えて、中小企業への貸付債権や中小企業から取得した無担保社債の証券化を行う(「自己型」証券化スキーム)。また、②の証券化支援業務では、民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みの支援として、民間金融機関等から譲り受けた貸付債権の証券化(「買取型」証券化スキーム)、民間金融機関等の貸付時の部分保証、証券化商品の一部買取りや債務の保証(「保証型」証券化スキーム)を行う。本取引は、①の融資業務に含まれる「自己型」証券化スキームと、②の証券化支援業務に含まれる「買取型」証券化スキームとを合同する形で組成されるものである。

ムーディーズは中小公庫に対して、「自己型」スキームに関する与信審査の方針や、「買取型」スキームにおける買取審査の方針やプロセスなどについて、これまでの「自己型」案件や「買取型」案件からの変更点を中心にヒアリングを行った。中小公庫の与信審査及び買取審査には、中小公庫が開発した独自モデル及びその他の計量的信用モデルによる信用力評価、参加金融機関による債務者の税務申告書と決算書の照合の確認、債務者重複の有無の確認、グループ会社の有無の確認などが含まれる。

格付け見解

ムーディーズの格付けは、格付け対象の投資家が被る期待損失率をもとに付与される。ムーディーズは本取引の格付け分析を行うにあたり、裏付債権プールの信用力及び分散度を評価した上で、本取引のストラクチャーを考慮したモデリングを行なった。

裏付債権プールの信用力

本取引の裏付債権プールは、証券化を目的として募集された前述の貸付要件を満たす債務者向けの貸付債権で構成されている。ムーディーズは、複数の計量的信用モデルが算出する各債務者のデフォルト確率をベースに、定性的要因を加味することによって、裏付債権プールのデフォルト確率を推定した¹。

計量的信用モデル

ムーディーズは、各債務者のデフォルト確率を推定するにあたり、CRD スコアリングモデル(モデル 2)²、中小企業クレジット・モデル³、及びリスクカルク(リスクカルクv3.1)⁴の 3 つの計量的信用モデルにより算出され

- 1 ムーディーズがこれまで格付けを付与した中小企業 CLO/CBO のパフォーマンス分析については、ムーディーズのスペシャル・レポート「日本の中小企業 CLO/CBO のパフォーマンス動向(2005 年 11 月)」を参照のこと。
- 2 CRD(Credit Risk Database 中小企業信用リスク情報データベース): 中小企業の資金調達環境の改善を図るべく、金融機関や投資家が中小企業の信用リスクについて信頼性の高い財務指標に基づく定量的評価を行うことを企図して、経済産業省・中小企業庁の主導により平成 13 年 3 月に構築された情報インフラ。平成 18 年 8 月時点で、信用保証協会や政府系・民間金融機関のほか、中小企業庁・日本銀行・中小企業総合事業団や全国の中小企業再生支援協議会、格付会社・証券会社など 251 機関が会員として参加している。会員が有する取引先中小企業(信用保証協会の場合は、金融機関から協会に持ち込まれて信用保証を行った先)の財務データ・非財務データおよびデフォルトデータについて情報を収集し①統計情報サービス、②スコアリングサービス、③サンプルデータサービスを提供している。表中のデフォルト確率は CRD が提供するスコアリングモデルに基づき算出された、決算後 1 年以内の「デフォルト確率」である。なお「デフォルト」の定義は、3 ヶ月以上の延滞先、実質破綻先・破綻先および保証協会の代位弁済先を示す。
(CRD 運営協議会のウェブサイト <http://www.crd-office.net/CRD/index2.htm>)
- 3 中小企業クレジット・モデル: 日本の中小零細企業を対象とするスタンダード&プアーズと日本リスク・データ・バンク(*)の信用リスク評価モデル。金融機関・地方公共団体を除く全業種、非上場企業に対応する。モデルは、日本リスク・データ・バンクの会員から拠出されたデータを基礎として、日本リスク・データ・バンクが構築し、スタンダード&プアーズがモデル・パフォーマンスの評価分析を行った。顧客の財務情報を入力することにより、推定デフォルト確率、企業偏差値、スコアなどの信用リスク指標が算出される。モデルは全業種対象のもの、また、製造業、建設業、不動産業、卸売業、小売業、その他サービス業などの特定業種に限定したバージョンもある。本案件では当該特定業種に該当する債務者については特定業種モデルにて推定デフォルト確率を算出している。なお、「デフォルト」の定義は、3 ヶ月以上の延滞先、破綻懸念先、実質破綻先・破綻先、および保証協会の代位弁済先である。
(*)日本リスク・データ・バンク株式会社: 4 大金融グループおよび地方銀行を中心とした 50 社以上の金融機関がデータを共有するデータベースコンソーシアム。貸出先である中小企業などのデフォルト先全てと、非デフォルト先に関する財務情報や顧客情報(個社名は除く)などの拠出を受け、データの精査・指標計算などを行ない、会員へ還元している。
- 4 リスクカルク日本版: リスクカルクはムーディーズ KMV 社の商品である。詳しくは、「Moody's RiskCalc™ For Private Companies: Japan (December 2001)」(日本語訳「ムーディーズ・リスクカルク非上場企業日本版(2002 年 2 月)」)を参照のこと。

たデフォルト確率を利用した。各計量的信用モデルによる裏付債権プールの平均デフォルト確率(1年)は以下のとおりである。

計量的信用モデル	単純平均デフォルト確率 (1年)	加重平均デフォルト確率 (1年)
CRD スコアリングモデル	0.65%	0.62%
中小企業クレジット・モデル	0.76%	0.67%
リスクカルク v3.1	0.34%	0.29%

計量的信用モデルを用いて債務者のデフォルト確率を予測する際には、モデルの構築に用いられたデータベースに含まれる債務者層と、裏付債権プールの債務者層がどの程度類似しているかに注目する必要がある。CRD スコアリングモデルは主に信用保証協会や地域金融機関が保有する中小企業のデータベースをもとに、中小企業クレジット・モデルは大手銀行及び地方銀行の顧客である中小企業のデータベースをもとに、リスクカルクは複数の大手銀行の顧客である中堅・中小企業のデータベースをもとに構築されたものである。

本取引の裏付債権プールに含まれる債務者は、地域金融機関及び中小公庫の顧客であり、売上高が10億円以下の企業が半分以上(金額ベース)を占めているなど、大手銀行の顧客に比べてやや小規模の企業が中心であることから、ムーディーズは、CRD スコアリングモデルが算出するデフォルト確率を重視しつつ、中小企業クレジット・モデルによるデフォルト確率も考慮することにより、プール全体の期待デフォルト確率を推定することとした。

定性的要素

裏付債権プールに含まれる債務者は、前述の貸付要件を満たす企業に限られ、期間5年の貸付については、原則として債務超過の企業、経常赤字の企業は含まれない。一方、期間3年の貸付の要件は、より緩やかであり、一定の条件を満たす限り、債務超過の企業や経常赤字の企業が含まれる余地がある。これらの企業の返済能力は、景気・金利等のマクロ経済の動向や金融機関の与信姿勢の変化から影響を相対的に受けやすいと考えられるため、ムーディーズは、計量的信用モデルによるデフォルト確率にストレスをかけた分析を行った。

期間5年の貸付、及び期間3年の貸付ともに、債務者が3年以上の業歴を有することが要件とされているため、設立後間もない企業は対象にならない。また、ムーディーズは債務者のデフォルト確率を推定するにあたり、決算書類の正確性確保等の観点から、参加金融機関との取引歴のない債務者に対する取り扱い方法も重視する。本取引で「買取型」の対象となっている貸付債権については、これまでオリジネーターである参加金融機関自身との取引歴がない債務者が若干含まれるが、それらの債務者については、すべて中小公庫との取引歴が存在することを確認している。また、「自己型」の対象となっている貸付債権についても、中小公庫との取引歴がない債務者が若干含まれているが、「自己型」の審査においては、当該債務者の決算書、税務申告書及び附属明細書、納税証明書等を徴求するなどの措置が講じられている。

ムーディーズは、多くの参加金融機関において本店主導の募集審査が行われたことを確認した。また、中小公庫の買取審査では、計量的信用モデルによる信用力評価、参加金融機関による債務者の税務申告書と決算書の照合の確認、債務者重複の有無の確認、グループ会社の有無の確認などが行われている。

ムーディーズは、貸付要件や審査の内容が本取引の裏付債権プールのデフォルト確率を下げる方向に働くと考えており、また、粉飾決算、詐欺などを行う債務者が裏付債権プールに含まれるリスクもある程度排除できると判断している。

また、債務者が期限の利益を喪失した場合、当該貸付債権は、対応するジュニア劣後受益権の保有者である参加金融機関に対し、当初元本残高を超過しない範囲で、元本償還として現状有姿交付される。その際、請求通知により期限の利益を喪失させるためには、受託者と中小公庫による決定が必要であることから、参加金融機関のモラル・ハザードが生じるリスクは限定的であると判断している。

ムーディーズは以上の分析に加え、計量的信用モデルの誤差の可能性や時間経過によるデフォルト確率の変動可能性、参加金融機関に関する募集体制や審査体制などの定性的な評価も考慮の上、裏付債権プールの期待デフォルト確率を全参加金融機関平均で年率 0.9%程度と推定した。

裏付債権プールの分散度

本裏付債権プールは、債務者数 339 社(全参加金融機関の合計)、最大金額の債務者が全体に占める割合が 0.67%程度と、企業向けエクスポージャーを裏付けとする証券化取引としては比較的分散したプールといえる。

前述の通り、各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権は、他の参加金融機関がオリジネートした貸付債権に発生する損失をカバーすることはできないため、参加金融機関毎の貸付債権プール(以下「サブ・プール」)の分散度にも注目することが重要である。各参加金融機関のサブ・プールには、債務者・地域・業種の集中が見られることから、ムーディーズは、以下の各受益権のリスク分析において、このようなサブ・プールにおける集中リスクも織り込んだ分析を行った。

各受益権のリスク分析

ムーディーズは各受益権の格付け分析を行うにあたり、前述の裏付債権プールの信用力や分散度の他、以下の点を考慮した。

1. 本取引では、各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権が、これより上位の優先受益権、メザニン受益権、シニア劣後受益権に対する信用補完として機能する。しかし、各ジュニア劣後受益権は、当該受益権を保有する参加金融機関が自らオリジネートした貸付債権に発生する損失のみをカバーし、他の参加金融機関がオリジネートした貸付債権に発生する損失をカバーすることはできない。一方、メザニン受益権、シニア劣後受益権は、それぞれの上位受益権に対する信用補完としてフルに機能する⁵。すなわち、これら受益権は、すべての参加金融機関が譲渡した貸付債権に発生する損失を共通でカバーすることができるため、上位の受益権の投資家は、裏付債権プール全体の多数分散効果や地域・業種分散効果を楽しむことができる。
2. 本取引では、各ジュニア劣後受益権の元本償還は、①各参加金融機関がオリジネートした貸付債権の各計算期間における期初残高(延滞信託債権及びデフォルト債権の残元本控除後)に対するジュニア劣後受益権残高(各計算期日における元本償還後、かつ、延滞信託債権及びデフォルト債権の残元本控除後)の比率が、②受益権発行当初の劣後比率を下回らない範囲で行われる。一般に、劣後元本の償還を許容するストラクチャーは、許容しないストラクチャーに比べて、一時的に裏付債権プールにデフォルトが多く発生した場合の耐性がやや劣るため、各受益権に対する信用補完が多めに必要となる。なお、

⁵ シニア劣後受益権の当初残高は 608,000,000 円、ジュニア劣後受益権の当初残高合計額は 695,000,000 円である。

優先受益権、メザニン受益権、及びシニア劣後受益権の元本償還は、予め定められた予定元本交付金額を限度として3ヶ月毎に行われるが、貸付債権のデフォルト金額が累積することによりメザニン受益権あるいはシニア劣後受益権の元本の一部が毀損する、あるいは毀損が見込まれる場合には、当該受益権の配当支払い及び元本償還は停止する仕組みとなっている(償還停止トリガー)。

ムーディーズは以上の点を考慮したモンテ・カルロ・シミュレーションを用いて本取引を分析した結果、優先受益権、及びメザニン受益権に対応する劣後比率は、それぞれ(P)Aaa、(P)A3 の予備格付けを付与するために十分であると判断した。

さらにムーディーズは、モンテ・カルロ・シミュレーションの結果を検証するため、仮に、各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権が、他の参加金融機関がオリジネートした貸付債権の損失もカバーできるストラクチャーを採用した場合(以下「合同型」⁶⁾)に優先受益権に Aaa を付与するために必要な信用補完水準(劣後比率)を求め、当該信用補完比率と、本取引の優先受益権に対する信用補完比率との比較を行った。本取引の優先受益権に対する信用補完比率は 13.0%である一方、合同型ストラクチャーを採用した場合、優先受益権に Aaa を付与できる信用補完水準は 12.0%程度(債権プールの期待デフォルト確率を年率 0.9%とすれば、 $0.9\% \times 2.6 \text{年} \times \text{Aaa}$ ストレス倍率 5.1)とムーディーズは考えている。両者の差である約 1.0%は、本取引において各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権のうち、他の参加金融機関がオリジネートした貸付債権の損失をカバーできないために、信用補完として機能しない部分のサイズを表すと考えられる。

参加金融機関に対するジュニア劣後受益権の割当て

各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権は、自らオリジネートした貸付債権のデフォルト損失を最初にカバーする役割を持つ。本取引の場合、各参加金融機関に割り当てられるジュニア劣後部分の割合は、各参加金融機関がオリジネートした債権の構成割合と必ずしも同一にはならない。各ジュニア劣後部分の配分割合を決定するにあたっては、対応するサブ・プールの期待デフォルト確率に加え、債務者数や債権金額の集中、業種・地域集中といった分散度に影響する要素が考慮されている。各ジュニア劣後受益権が毀損してシニア劣後受益権に損失が到達する確率が全ての金融機関において同水準であれば、金融機関の間で公平感が保てる他、上位の受益権に対する格付け安定性の面からも効率性が高まる。

その他の要素

エクセス・スプレッド

ムーディーズは、本取引の格付けにおいて、エクセス・スプレッドを信用補完として考慮している。しかしながら、本取引の場合、ある参加金融機関のサブ・プールから発生したエクセス・スプレッドは、同サブ・プールで発生したデフォルト損失を補うためだけに用いられ、他の参加金融機関のサブ・プールから発生した損失を補うことはできない。従って、ある特定の参加金融機関のサブ・プールに集中してデフォルトが発生した場合は、エクセス・スプレッドの効果は全体として小さくなることに留意する必要がある。

コミングリング・リスク

ムーディーズは、サービサーにより回収される資金に、コミングリング・ロスが発生する可能性について検討を行った。一般にコミングリング・リスクの評価は、サービサーの信用力、サービサーにおける回収資金の滞留期間及び金額、コミングルを回避させる外部サポートなどの要因を考慮して行う必要がある。ムーディーズは本取引において、以下の点などを考慮し、コミングリング・リスクに対する信用補完はほぼ不要と判断した⁷⁾。

⁶⁾ 複数の金融機関が参加する中小企業 CLO のストラクチャーの種類については、ムーディーズのスペシャル・レポート「日本の企業金融における CLO の存在意義と役割(2003 年 11 月)」及び「地域金融機関に浸透する中小企業 CLO(2005 年 4 月)」を参照のこと。

⁷⁾ 日本の証券化取引のコミングリング・リスクに関するムーディーズの考え方については、ムーディーズのスペシャル・レポート「日本の証券化取

- サービスである参加金融機関が9と分散されていること
- サービスに回収金が滞留する期間が短いこと
- 中小公庫以外のサービスについては、当該回収金が仕掛り中の決済資金として預金保険制度による保護の対象になる可能性が高いこと

以上に加え、本取引においては、「自己型」貸付債権プールのサービスである中小公庫(A2)の格付けがBaa3かつ格下げ方向での見直し、あるいはBa1以下への格下げとなった場合に、コミングリング・リスクを軽減するために必要な措置がとられることが規定されている。

また、サービスが回収金を支払わない場合や、サービスに倒産手続の申立てがあった場合などには、中小公庫あるいは中小公庫が新たに選任するサービスが、サービシング業務を引き継ぐことができる点も強みとなっている。

相殺リスク

相殺リスクについては、当初からすべての債務者に関して、債権譲渡に関する確定日付ある証書による異議なき承諾を取得する他、金銭消費貸借契約において相殺禁止条項を加える等の手当てがなされている。従って、ムーディーズは本取引において相殺リスクが顕在化する可能性は極めて低いと判断している。

流動性リスク

本取引において、貸付債権の利息は3ヶ月前払いで支払われる一方、各受益権の配当は3ヶ月後払いで支払われる(ジュニア劣後受益権の配当を除く)。ムーディーズは、当該回収金の引渡しスケジュールに加え、サービスの信用力や、サービス(中小公庫を除く)の回収金が預金保険制度⁸による保護の対象になる可能性を考慮した結果、本取引の流動性は十分に確保されていると判断した。

債権プール属性データ

属性データ

1. 業種分布

	金額(百万円)	比率(%)	件数	比率(%)
建設業	720	5.96%	31	9.14%
製造業	6,042	50.05%	153	45.13%
電気・ガス・熱供給・水道業	70	0.58%	2	0.59%
情報通信業	230	1.91%	5	1.47%
運輸業	1,077	8.92%	27	7.96%
卸売・小売業	2,145	17.77%	66	19.47%
不動産業	324	2.68%	13	3.83%
飲食店・宿泊業	310	2.57%	8	2.36%
医療・福祉業	10	0.08%	1	0.29%
教育、学習支援業	50	0.41%	1	0.29%
サービス業(他に分類されないもの)	1,095	9.07%	32	9.44%
合計	12,073	100.00%	339	100.00%

引におけるコミングリング・リスクと信用補完の考え方(2004年10月)を参照のこと。

⁸ ムーディーズのスペシャル・レポート「決済用預金の一部を日本の証券化商品の適格預金口座として認定(2004年5月)」を参照のこと。

2. 地域分散

	金額(百万円)	比率(%)	件数	比率(%)
北海道	380	3.15%	10	2.95%
青森県	100	0.83%	2	0.59%
岩手県	50	0.41%	2	0.59%
宮城県	110	0.91%	2	0.59%
秋田県	50	0.41%	2	0.59%
山形県	90	0.75%	3	0.88%
福島県	80	0.66%	2	0.59%
茨城県	70	0.58%	3	0.88%
栃木県	80	0.66%	2	0.59%
群馬県	180	1.49%	5	1.47%
埼玉県	540	4.47%	12	3.54%
千葉県	180	1.49%	5	1.47%
東京都	2,605	21.58%	59	17.40%
神奈川県	415	3.44%	13	3.83%
新潟県	275	2.28%	8	2.36%
富山県	130	1.08%	4	1.18%
石川県	75	0.62%	1	0.29%
福井県	475	3.93%	35	10.32%
山梨県	40	0.33%	1	0.29%
長野県	90	0.75%	2	0.59%
岐阜県	10	0.08%	1	0.29%
静岡県	240	1.99%	3	0.88%
愛知県	514	4.26%	22	6.49%
三重県	190	1.57%	5	1.47%
滋賀県	235	1.95%	12	3.54%
京都府	110	0.91%	2	0.59%
大阪府	1,574	13.04%	34	10.03%
兵庫県	480	3.98%	9	2.65%
奈良県	70	0.58%	2	0.59%
和歌山県	80	0.66%	1	0.29%
鳥取県	205	1.70%	10	2.95%
島根県	40	0.33%	2	0.59%
岡山県	85	0.70%	3	0.88%
広島県	300	2.48%	5	1.47%
山口県	125	1.04%	5	1.47%
徳島県	50	0.41%	1	0.29%
香川県	140	1.16%	3	0.88%
愛媛県	645	5.34%	19	5.60%
高知県	50	0.41%	2	0.59%
福岡県	350	2.90%	7	2.06%
佐賀県	70	0.58%	1	0.29%
長崎県	130	1.08%	2	0.59%
熊本県	160	1.33%	9	2.65%
大分県	110	0.91%	3	0.88%
宮崎県	50	0.41%	2	0.59%
鹿児島県	45	0.37%	1	0.29%
合計	12,073	100.00%	339	100.00%

3. 貸付額分布

		金額(百万円)	比率(%)	件数	比率(%)
	1千万円以下	670	5.55%	67	19.76%
1千万円超	2千万円以下	1,081	8.95%	57	16.81%
2千万円超	3千万円以下	1,832	15.17%	62	18.29%
3千万円超	4千万円以下	1,235	10.23%	31	9.14%
4千万円超	5千万円以下	3,625	30.03%	73	21.53%
5千万円超	6千万円以下	595	4.93%	10	2.95%
6千万円超	7千万円以下	560	4.64%	8	2.36%
7千万円超	8千万円以下	2,475	20.50%	31	9.14%
8千万円超	9千万円以下	0	0.00%	0	0.00%
9千万円超	10千万円以下	0	0.00%	0	0.00%
10千万円超	11千万円以下	0	0.00%	0	0.00%
11千万円超	12千万円以下	0	0.00%	0	0.00%
12千万円超	13千万円以下	0	0.00%	0	0.00%
13千万円超	14千万円以下	0	0.00%	0	0.00%
14千万円超	15千万円以下	0	0.00%	0	0.00%
合計		12,073	100.00%	339	100.00%

単純平均値(百万円) 35.6

4. 貸付金月商倍率分布

		金額(百万円)	比率(%)	件数	比率(%)
	0.1倍以下	625	5.18%	24	7.08%
0.1倍超	0.2倍以下	2,180	18.06%	54	15.93%
0.2倍超	0.3倍以下	1,885	15.61%	53	15.63%
0.3倍超	0.4倍以下	1,580	13.09%	38	11.21%
0.4倍超	0.5倍以下	1,155	9.57%	32	9.44%
0.5倍超	0.6倍以下	1,235	10.23%	29	8.55%
0.6倍超	0.7倍以下	762	6.31%	25	7.37%
0.7倍超	0.8倍以下	430	3.56%	13	3.83%
0.8倍超	0.9倍以下	325	2.69%	9	2.65%
0.9倍超	1.0倍以下	390	3.23%	11	3.24%
1.0倍超	1.1倍以下	435	3.60%	11	3.24%
1.1倍超		1,071	8.87%	40	11.80%
合計		12,073	100.00%	339	100.00%

単純平均値(倍) 0.54

加重平均値(倍) 0.50

5. 売上高分布

		金額(百万円)	比率(%)	件数	比率(%)
	1億円以下	122	1.01%	12	3.54%
1億円超	5億円以下	1,691	14.01%	82	24.19%
5億円超	10億円以下	2,630	21.78%	83	24.48%
10億円超	15億円以下	1,750	14.50%	46	13.57%
15億円超	20億円以下	1,390	11.51%	28	8.26%
20億円超	25億円以下	1,060	8.78%	22	6.49%
25億円超	30億円以下	700	5.80%	13	3.83%
30億円超	35億円以下	355	2.94%	8	2.36%
35億円超	40億円以下	360	2.98%	6	1.77%
40億円超	45億円以下	420	3.48%	8	2.36%
45億円超	50億円以下	530	4.39%	9	2.65%
50億円超	100億円以下	945	7.83%	19	5.60%
100億円超		120	0.99%	3	0.88%
合計		12,073	100.00%	339	100.00%

単純平均値(百万円) 1,655.9

6. 従業員数分布

		金額(百万円)	比率(%)	件数	比率(%)
	10人以下	1,226	10.15%	59	17.40%
10人超	30人以下	2,285	18.93%	79	23.30%
30人超	50人以下	2,527	20.93%	71	20.94%
50人超	100人以下	2,895	23.98%	68	20.06%
100人超	150人以下	1,220	10.11%	25	7.37%
150人超	200人以下	990	8.20%	17	5.01%
200人超	250人以下	360	2.98%	7	2.06%
250人超	300人以下	265	2.19%	7	2.06%
300人超		305	2.53%	6	1.77%
合計		12,073	100.00%	339	100.00%

単純平均値(人) 64.8

7. 業歴分布

		金額(百万円)	比率(%)	件数	比率(%)
	10年以下	440	3.64%	24	7.08%
10年超	20年以下	1,207	10.00%	37	10.91%
20年超	30年以下	1,895	15.70%	62	18.29%
30年超	40年以下	2,422	20.06%	65	19.17%
40年超	50年以下	2,245	18.60%	60	17.70%
50年超	60年以下	2,334	19.33%	54	15.93%
60年超	70年以下	550	4.56%	13	3.83%
70年超	80年以下	290	2.40%	9	2.65%
80年超	90年以下	190	1.57%	3	0.88%
90年超	100年以下	10	0.08%	1	0.29%
100年超		490	2.57%	11	1.77%
合計		12,073	100.00%	339	100.00%

単純平均値(年) 40.0

加重平均値(年) 43.0

8. 与信歴分布

		金額(百万円)	比率(%)	件数	比率(%)
	1年以下	855	7.08%	27	7.96%
1年超	2年以下	295	2.44%	10	2.95%
2年超	3年以下	469	3.88%	13	3.83%
3年超	4年以下	330	2.73%	12	3.54%
4年超	5年以下	340	2.82%	10	2.95%
5年超	6年以下	190	1.57%	5	1.47%
6年超	7年以下	585	4.85%	15	4.42%
7年超	8年以下	340	2.82%	11	3.24%
8年超	9年以下	320	2.65%	11	3.24%
9年超	10年以下	250	2.07%	7	2.06%
10年超	15年以下	1,112	9.21%	37	10.91%
15年超	20年以下	1,405	11.64%	35	10.32%
20年超	25年以下	1,360	11.26%	41	12.09%
25年超	30年以下	2,560	21.20%	63	18.58%
30年超		1,662	13.77%	42	12.39%
合計		12,073	100.00%	339	100.00%

単純平均値(年) 16.9

加重平均値(年) 17.7

9. 資本の部分分布

		金額(百万円)	比率(%)	件数	比率(%)
	0.5千万円以下	1,709	14.16%	84	24.78%
0.5千万円超	1千万円以下	1,755	14.54%	57	16.81%
1千万円超	1.5千万円以下	2,205	18.26%	56	16.52%
1.5千万円超	2千万円以下	750	6.21%	21	6.19%
2千万円超	3千万円以下	1,835	15.20%	40	11.80%
3千万円超	4千万円以下	1,230	10.19%	29	8.55%
4千万円超	5千万円以下	719	5.96%	16	4.72%
5千万円超	6千万円以下	570	4.72%	12	3.54%
6千万円超	7千万円以下	200	1.66%	5	1.47%
7千万円超	8千万円以下	290	2.40%	6	1.77%
8千万円超	10千万円以下	330	2.73%	6	1.77%
10千万円超	15千万円以下	300	2.48%	4	1.18%
15千万円超	20千万円以下	0	0.00%	0	0.00%
20千万円超	30千万円以下	110	0.91%	2	0.59%
30千万円超	50千万円以下	70	0.58%	1	0.29%
50千万円超		0	0.00%	0	0.00%
合計		12,073	100.00%	339	100.00%

単純平均値(百万円) 225.7

10. 自己資本比率分布

		金額(百万円)	比率(%)	件数	比率(%)
	4.0%以下	522	4.32%	17	5.01%
4.0%超	6.0%以下	440	3.64%	12	3.54%
6.0%超	8.0%以下	810	6.71%	21	6.19%
8.0%超	10.0%以下	1,380	11.43%	36	10.62%
10.0%超	12.0%以下	927	7.68%	29	8.55%
12.0%超	14.0%以下	1,400	11.60%	34	10.03%
14.0%超	16.0%以下	1,225	10.15%	28	8.26%
16.0%超	18.0%以下	900	7.45%	22	6.49%
18.0%超	20.0%以下	795	6.58%	21	6.19%
20.0%超	30.0%以下	2,265	18.76%	71	20.94%
30.0%超	40.0%以下	880	7.29%	30	8.85%
40.0%超	50.0%以下	344	2.85%	11	3.24%
50.0%超		185	1.53%	7	2.06%
合計		12,073	100.00%	339	100.00%
単純平均値(%)		18.2			
加重平均値(%)		17.5			

11. 有利子負債月商倍率分布

		金額(百万円)	比率(%)	件数	比率(%)
	1.0倍以下	275	2.28%	9	2.65%
1.0倍超	2.0倍以下	675	5.59%	22	6.49%
2.0倍超	3.0倍以下	1,000	8.28%	31	9.14%
3.0倍超	4.0倍以下	1,382	11.45%	44	12.98%
4.0倍超	5.0倍以下	1,957	16.21%	54	15.93%
5.0倍超	6.0倍以下	1,160	9.61%	34	10.03%
6.0倍超	7.0倍以下	1,035	8.57%	27	7.96%
7.0倍超	8.0倍以下	1,030	8.53%	29	8.55%
8.0倍超	9.0倍以下	740	6.13%	21	6.19%
9.0倍超	10.0倍以下	335	2.77%	11	3.24%
10.0倍超	11.0倍以下	585	4.85%	12	3.54%
11.0倍超	12.0倍以下	570	4.72%	11	3.24%
12.0倍超		1,329	11.01%	34	10.03%
合計		12,073	100.00%	339	100.00%
単純平均値(倍)		7.4			
加重平均値(倍)		7.5			

12. 売上高経常利益率分布

		金額(百万円)	比率(%)	件数	比率(%)
	0.3%以下	1,392	11.53%	48	14.16%
0.3%超	0.6%以下	940	7.79%	32	9.44%
0.6%超	0.9%以下	1,240	10.27%	27	7.96%
0.9%超	1.2%以下	1,177	9.75%	34	10.03%
1.2%超	1.5%以下	750	6.21%	18	5.31%
1.5%超	1.8%以下	490	4.06%	14	4.13%
1.8%超	2.1%以下	410	3.40%	12	3.54%
2.1%超	2.4%以下	220	1.82%	8	2.36%
2.4%超	2.7%以下	525	4.35%	12	3.54%
2.7%超	3.0%以下	690	5.72%	13	3.83%
3.0%超	5.0%以下	2,320	19.22%	59	17.40%
5.0%超	7.0%以下	810	6.71%	25	7.37%
7.0%超	10.0%以下	580	4.80%	20	5.90%
10.0%超		529	4.38%	17	5.01%
合計		12,073	100.00%	339	100.00%
単純平均値(%)		3.2			
加重平均値(%)		3.0			

13. 売上高支払利息割引料率分布

		金額(百万円)	比率(%)	件数	比率(%)
	0.2%以下	320	2.65%	11	3.24%
0.2%超	0.4%以下	695	5.76%	24	7.08%
0.4%超	0.6%以下	1,152	9.54%	35	10.32%
0.6%超	0.8%以下	1,427	11.82%	40	11.80%
0.8%超	1.0%以下	1,550	12.84%	40	11.80%
1.0%超	1.2%以下	1,010	8.37%	31	9.14%
1.2%超	1.4%以下	1,200	9.94%	34	10.03%
1.4%超	1.6%以下	1,005	8.32%	27	7.96%
1.6%超	1.8%以下	950	7.87%	25	7.37%
1.8%超	2.0%以下	675	5.59%	16	4.72%
2.0%超	2.2%以下	485	4.02%	15	4.42%
2.2%超	2.5%以下	425	3.52%	11	3.24%
2.5%超	3.0%以下	260	2.15%	6	1.77%
3.0%超		919	7.61%	24	7.08%
合計		12,073	100.00%	339	100.00%
単純平均値(%)		1.6			
加重平均値(%)		1.6			

14. インタレスト・カバレッジレシオ分布

		金額(百万円)	比率(%)	件数	比率(%)
	1倍以下	1,449	12.00%	54	15.93%
1倍超	2倍以下	4,155	34.42%	103	30.38%
2倍超	3倍以下	2,245	18.60%	62	18.29%
3倍超	4倍以下	920	7.62%	27	7.96%
4倍超	5倍以下	1,239	10.26%	32	9.44%
5倍超	6倍以下	670	5.55%	19	5.60%
6倍超	7倍以下	125	1.04%	6	1.77%
7倍超	8倍以下	270	2.24%	8	2.36%
8倍超	9倍以下	310	2.57%	7	2.06%
9倍超	10倍以下	180	1.49%	6	1.77%
10倍超	20倍以下	240	1.99%	6	1.77%
20倍超	30倍以下	90	0.75%	2	0.59%
30倍超		180	0.33%	7	0.88%
合計		12,073	100.00%	339	100.00%

単純平均値(倍) 3.7

(注) インタレスト・カバレッジレシオ = (償却後営業利益 + 受取利息・配当金) ÷ 支払利息・割引料

計量的信用モデルによるデフォルト確率(1年)

1. CRDモデル2 デフォルト確率分布

		金額(百万円)	比率(%)	件数	比率(%)
	0.1%以下	139	1.15%	6	1.77%
0.1%超	0.2%以下	600	4.97%	24	7.08%
0.2%超	0.3%以下	1,340	11.10%	41	12.09%
0.3%超	0.4%以下	2,082	17.25%	55	16.22%
0.4%超	0.5%以下	1,305	10.81%	33	9.73%
0.5%超	0.6%以下	1,425	11.80%	40	11.80%
0.6%超	0.7%以下	1,195	9.90%	28	8.26%
0.7%超	0.8%以下	1,235	10.23%	30	8.85%
0.8%超	0.9%以下	722	5.98%	17	5.01%
0.9%超	1.0%以下	400	3.31%	10	2.95%
1.0%超	1.1%以下	195	1.62%	6	1.77%
1.1%超	1.2%以下	495	4.10%	11	3.24%
1.2%超	1.3%以下	390	3.23%	10	2.95%
1.3%超	1.4%以下	130	1.08%	5	1.47%
1.4%超	1.5%以下	70	0.58%	2	0.59%
1.5%超		350	2.90%	21	6.19%
合計		12,073	100.00%	339	100.00%

単純平均値(%) 0.65

加重平均値(%) 0.62

2. RDB中小企業クレジットモデルデフォルト確率分布

		金額(百万円)	比率(%)	件数	比率(%)
	0.1%以下	320	2.65%	11	3.24%
0.1%超	0.2%以下	1,134	9.39%	37	10.91%
0.2%超	0.3%以下	1,065	8.82%	32	9.44%
0.3%超	0.4%以下	1,170	9.69%	33	9.73%
0.4%超	0.5%以下	1,175	9.73%	28	8.26%
0.5%超	0.6%以下	1,675	13.87%	41	12.09%
0.6%超	0.7%以下	1,300	10.77%	32	9.44%
0.7%超	0.8%以下	650	5.38%	17	5.01%
0.8%超	0.9%以下	1,022	8.47%	27	7.96%
0.9%超	1.0%以下	560	4.64%	15	4.42%
1.0%超	1.1%以下	712	5.90%	20	5.90%
1.1%超	1.2%以下	300	2.48%	6	1.77%
1.2%超	1.3%以下	110	0.91%	3	0.88%
1.3%超	1.4%以下	295	2.44%	6	1.77%
1.4%超	1.5%以下	245	2.03%	6	1.77%
1.5%超		340	2.82%	25	7.37%
合計		12,073	100.00%	339	100.00%

単純平均値(%) 0.76
加重平均値(%) 0.67

3. リスクカルク日本版v3.1デフォルト確率分布

		金額(百万円)	比率(%)	件数	比率(%)
	0.1%以下	2,175	18.02%	58	17.11%
0.1%超	0.2%以下	2,635	21.83%	66	19.47%
0.2%超	0.3%以下	2,919	24.18%	77	22.71%
0.3%超	0.4%以下	1,617	13.39%	45	13.27%
0.4%超	0.5%以下	1,335	11.06%	40	11.80%
0.5%超	0.6%以下	510	4.22%	15	4.42%
0.6%超	0.7%以下	460	3.81%	13	3.83%
0.7%超	0.8%以下	130	1.08%	4	1.18%
0.8%超	0.9%以下	40	0.33%	4	1.18%
0.9%超	1.0%以下	42	0.35%	3	0.88%
1.0%超	1.1%以下	60	0.50%	4	1.18%
1.1%超	1.2%以下	0	0.00%	0	0.00%
1.2%超	1.3%以下	20	0.17%	1	0.29%
1.3%超	1.4%以下	50	0.41%	3	0.88%
1.4%超	1.5%以下	0	0.00%	0	0.00%
1.5%超		80	0.66%	6	1.77%
合計		12,073	100.00%	339	100.00%

単純平均値(%) 0.34
加重平均値(%) 0.29

著作権表示©2006年 Moody's Investors Service, 99 Church Street, New York, NY 10007

著作権法第 21 条により、本稿を複製する権利は著作者であるムーディーズ・ジャパン株式会社が専有しています。当社に無断でコピー等による複製をした場合には著作権の侵害にあたり、民法上の損害賠償責任に問われ、また著作権法第 119 条により罰せられます。

©編集者注記・本書に記載する情報はすべて、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」といいます)が著作権を保有するものであり、いかなる人物も、いかなる形式、方法、手段によっても、これらの情報(全部、一部を問わず)を、ムーディーズの事前の書面による同意なく、複写、もしくはその他の方法により再生、複製、送付、譲渡、頒布、配布、転売、またはこれらの目的で使用するために保管することはできません。

本書に記載する情報はすべて、ムーディーズが正確かつ信頼しうると考える情報源から入手したものです。しかし、人間および機械による誤り、ならびにその他の要因があり得るため、ムーディーズは、これらの情報を、いかなる種類の保証もつけない「現状有姿」で提供しており、とりわけ、これらの情報の正確性、速報性、完全性については、いかなる表示または保証(明示的、黙示的を問わず)も行いません。ムーディーズはいかなる状況においても、またいかなる人物または法人に対しても、以下の(a)(b)について一切責任を負いません。(a)これらの情報の入手、収集、編纂、解釈、分析、編集、翻訳、送付、伝達、配布に関わる誤り(不注意によるか、その他によるかを問わず)またはその他の状況により(全部、一部を問わず)引き起こされ、発生し、もしくはこれらに係る損失または損害、(b)これらの情報の使用または使用不可能により発生する、あらゆる種類の直接的、間接的、特別、二次的、または付随的な損害(このような損害の可能性についてムーディーズが事前に通告を受けたかどうかを問わず)。

本書に記載する信用格付けおよびその他の情報は、意見の表明であり、またそのようにのみ解釈されるべきであり、これを事実の表明、もしくは証券の購入、売却または保有の推奨とみなしてはなりません。ムーディーズは、いかなる形式または方法によっても、これらの格付けもしくはその他の意見または情報の正確性、速報性、完全性、商品性、または合目的性について、いかなる保証(明示的、黙示的を問わず)も行いません。本書に記載する情報の利用者またはその代理人は、投資決定において、それぞれの格付けまたはその他の意見を、一つの要因としてのみ取り扱うべきです。従って各利用者は購入、保有または売却を検討する各証券、ならびに各証券の発行者、保証人、および信用補強提供者について、自ら研究・評価しなければなりません。

ムーディーズは、1933年証券法第 17 条(b) に従い、ムーディーズが格付けを行っている債券(社債、地方債、債券、手形、CPを含む)および優先株式の発行者の大部分は、ムーディーズが行う評価・格付けサービスに対して、1000ドル~150万ドルの手数料をムーディーズに支払うことに同意していることを、ここに開示します。